

●香川県告示第167号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和8年8月21日から同年9月10日まで一般の縦覧に供する。

令和8年8月21日

香川県知事 池 田 豊 人

1 道路の種類 県道（主要地方道）

2 路 線 名 三木綾川線（13号）

3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市香川町川内原字黒滝 1553番5地先から 高松市香川町川内原字黒滝 1566番7地先まで	10.1～18.5	253	令和4年3月29日付け香川県告示第114号で変更した区域の一部

4 供用開始の期日 令和8年8月21日